

個人情報使用同意書

【個人情報保護について】

- 1 利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2 業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 3 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 利用者及びその家族に関する情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

【サービスの提供の記録について】

- 1 事業者は、訪問看護サービス及び予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス等」という）の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する記録を閲覧できます。
- 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示、複写物の交付を受けることができます（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

【1】 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 訪問看護サービス及び予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス等」という。）の提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携委託サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの訪問看護サービス等に関する照会への回答
- (3) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限の情報の共有
- (4) 入院に伴う病院側への必要最小限の情報の共有
- (5) 訪問看護サービス等の提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出・照会の回答、会計、経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【2】 使用する事業者の範囲 利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

【3】 使用する期間 契約で定める期間

【4】 使用する条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと
- (3) 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用すること
- (4) 利用継続中の利用者については行事時に撮影した写真を事業所に掲示する際には同意を得ること